

関税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和2年政令第217号）における関税法施行令（昭和29年政令第150号）第21条の改正に伴い、改正後の同条に規定する母船式漁業に従事するもののうち財務省令で定めるものについて、所要の規定の整備を行うこととする。（関税法施行規則第3条関係）
- 2 この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行の日から施行することとする。